

広告を掲載し 財政負担軽減

横浜市がガイドライン策定

避難場所標識

横浜市は二十八日、避難場所標識の整備にあたり、標識への広告掲載で経費を削減するなど「民間活力の導入や市民協働などを柱としたガイドラインを策定した。市内全域への整備に向け、神奈川



民間事業者により青葉区役所前に設置された「地域防災拠点標識板」

標識をめぐっては、老朽化などによる建て替えが課題に上る。全市的に整備するには経費削減が必要で、ガイドラインでは民間活力の積極導入や広告掲載を行うよう定めた。標識は設置した事業者が維持管理することとし、設置事業者に対して

標識の種類を避難場所案内用の「誘導標識」と、避難場所を設置する「標識板」の二種類とした。公道や公共施設での設置位置や設置数、標識に示すべき項目も規定。避難場所について従来は「緑十字」の記号で示していたが、総務省消防庁が選定

し、日本工業規格（JIS）が指定している「人文字」を使用する。千代田地区と近隣の神奈川區は市総務局と連携し、一月から標識のデザインや維持管理方法、広告掲載の考え方などの提案を民間事業者に募る。標識約二百三十本の整備を検討しており、民間活力により、市が直接整備するよりも設置経費約三千百万円と年間の維持管理経費約二百万円が削減

される見通しという。民間事業者による標識整備については、すでに青葉区がPFI方式を活用し整備を進めている。特定非営利活動法人（NPO法人）が「地域防災拠点標識板」を六基整備。最終的に六十基を年度内に設置する予定で、設置経費約千九百万円と年間の維持管理経費約百万円が削減されるといふ。

（安本 幹夫）

神奈川新聞
平成17年12月29日掲載